学校法人昌平黌　コンプライアンス指針

学校法人昌平黌

Ⅰ　コンプライアンスの徹底

本指針は、学校法人昌平黌のコンプラアイスの徹底を図り、組織運営と管理の適正化を向上させ、本学全体の総合的な利益、発展に寄与することを目的とする。

Ⅱ　定義

コンプライアンスは組織運営・維持の根幹である。一般的には「法令遵守」だが、法令・社会規範・マナー・常識等、私たちが社会で生きるための決まりに従うことであり、つまりは私たちが従うべき対象範囲は極めて広いということになる。

１、コンプライアンスとは、常に確固たる倫理観と誠実さに基づいた公正で透明な「常識ある行動」を取ることである。

２、大学・短大・中高・幼稚園・各組織（以下「本学」という）が危機に瀕すれば、そこで働く教職員の生活にまで及ぶことになる。これまでの企業等の一連の不祥事を見れば、コンプライアンスが徹底されなかったことで、組織の存続が危うくなってしまったケースも多々ある。

３、ただ、形式的に法令や規則を守ることだけでは形骸化してしまうことにもなる。肝要なのは本学としてその運営内容に対する社会的要請や使命にまで対応、適応していくことといえる。

Ⅲ　基本的姿勢

１、 法令の遵守

２、 誠実な業務の遂行

３、学内・各組織等重要情報の管理徹底（学外・施設外への漏洩厳禁）

４、学内・各組織等資産の適正な運用（経営・運営資産、学術資料の利用と外部への提供は当該責任者の許可を要する）

５、外部者の学内・各施設立ち入りは原則、当該教職員の許可を要する

６、窓口となる電話での応対は丁寧にする（まず所属と氏名を名乗ること。教職員同士でも実施する。要件を的確に聞き取り、また伝える。外部からの問い合わせ等の対応は迅速かつ正確に行う）

７、学内・施設等内でのあいさつの励行と報・連・相（報告・連絡・相談）の徹底

８、６Ｓ（整理、整とん、清掃、清潔、しつけ、誠実）の実行

Ⅳ　反する行為をした場合のリスク

１、民事上の責任…主として損害賠償請求

２、刑事上の責任…摘発、逮捕、起訴、懲役、罰金刑等

３、行政上の責任…行政指導、業務停止、許認可の取り消し、課徴金等

４、社会的な責任…信用失墜、イメージ低下、重要パートナー・取り引き先の喪失

５、その他…生産的時間の喪失、学内・組織等内の士気低下

Ⅴ　徹底の理由

１、本学に対する地域社会・住民、学生・生徒等の信用確保およびイメージの向上

・コンプライアンスの徹底されている本学とは安心・信頼して交流・提携し、さらには入学（入園）、就職採用先対象として選択する。

２、風評被害の未然防止

・不祥事が起きなければ風評被害に遭うこともない。

３、経営側と教職員との信頼関係の構築および正常な学内・組織等活動の維持

・コンプライアンス意識が浸透していれば、経営側と教職員の相互信頼関係が構築され、学内・組織等活動が円滑に運営される。

４、学内・組織等業績の向上

・コンプライアンスの意識の浸透・徹底で学内・組織等活動が円滑に運営されることから、最終的に業績の向上を図ることができる。

５、本学のブランド力向上

・「誠実ブランド」の向上で競争力強化につながる。

Ⅵ　対応のあり方

１、トップ・上層部に情報（特に悪情報）が速やかに入ること

・その前提として、トップ・上層部のコンプライアンス重視姿勢の保持

・風通しの良い学内・組織等の醸成（内部情報の重要性と直言する部下の存在）

２、トップ・上層部の適切かつ迅速な判断

・事態の重大性等を感知するセンス、洞察力

・本学が地域社会で共生し得るための誠実な（常識ある）判断

３、迅速・的確な対応策の実現

・対外的対応（けじめと信頼関係再構築、広報活動の重視とメディア対策）

・対内的対応（原因究明と再発防止）

上記は、学校法人昌平黌（東日本国際大学、いわき短期大学、東日本国際大学附属昌平中学・高等学校、いわき短期大学附属幼稚園）全体の指針とする。

・本指針は、２０１８（平成３０）年５月１日付をもって通達する。

・学校法人昌平黌の守るべきアイディンティティーという位置付けとする。

以上